

社会保険の「算定基礎届」「賞与支払届」が届いています

4・5・6月の給料を記載して忘れずに提出しましょう

年金事務所から「算定基礎届」の提出を求める書類が届いています。この「算定基礎届」で1年の社会保険料が決められます(保険料の変更は9月からです)。

賞与を支払ったら

賞与を支払った場合にも「賞与支払届」の提出が必要です。提出が忘れずに出しましょう。不明な点は

給料の大幅な増減があったときは「月額変更届」の提出が必要です。

事務所までお問い合わせください。送付されてきている「算定基礎届」にはすでに加入者の氏名等の情報が印字されていますので4・5・6月に支払った給料の金額を記入すればいいようになっていきます。給料は総支給額で記入します。事業所情報も印字されていますので同封の封筒で送り返してください。ただし切手が必要です。

春日井民商だより

春日井市ことぶき町一八三
FAX 八一一九七五六



税務署の人事異動は7月10日

税務署の人事異動は毎年7月10日です。異動後に税務調査が本格的に始まると言われています。

税務署からの問合せや税務調査の「事前通知」にはあわせて「税務調査10の心得」でしつかりと対応しましょう。

税務調査になったら

国税通則法で税務調査にあたつては原則「事前通知」が必要とされています。(例外規定あり)税務調査は税務署員から「電話」で通知があります。事前通知では

- ① 実地調査を行う旨
 - ② 実地の調査を開始する日時
 - ③ 調査を行う場所
 - ④ 調査の目的
 - ⑤ 調査の対象となる税目
 - ⑥ 調査の対象となる期間
 - ⑦ 調査の対象となる帳簿書類その他の物件
 - ⑧ 納税者の氏名及び住所
 - ⑨ 調査を行う職員の名氏及び所属官署
 - ⑩ ②及び③は変更が可能であること
 - ⑪ ④～⑦で通知されなかった事項について「非違が疑われることとなった場合」は調査が可能であること
- の通知が必要とされています。税務職員

税務調査10の心得(抜粋)

詳しくは「自主計算パンフ」参照

3 事前通知を励行させよう

事前通知が義務化されました。調査理由など11項目を確かめること(国税通則法74条9、憲法13条・31条)。「調査理由を開示すること」(第72回国会で請願採択・1974年6月3日)



4 調査日時の変更は可能

事前通知のない調査のときはその理由を確認しましょう。調査の日時、場所について都合の悪いときは変更することができます(国税通則法74条9、憲法13条・31条。国税庁の税務運営方針)

の氏名とあわせてメモをとるようにしましょう。具体的には「税務調査10の心得」を参考にしつかりと対応しましょう。税務署からの「通知」等があつたらすぐに最寄りの役員または事務所までお知らせ下さい。

毎年好評の小豆島ソーメン
入荷しました!

物価高でも
値段据え置き
1.8キロ入り
2,500円



源泉所得税の納期限は七月十日(金)です。

一月から六月までに支払った給料等の源泉所得税の納期限は七月十日(金)です。税務署からの書類や通知はありません。納期を遅れると不納付加算税などのペナルティが科される可能性があります。ご注意ください。不明な点は事務所までお問い合わせください。

毎月15日までの会費集金にご協力をお願いします 会計 山崎孝亀